

証券コード 7532
平成28年9月9日

株 主 各 位

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社ドンキホーテホールディングス
代表取締役社長 大 原 孝 治

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年9月27日（火曜日）午後6時までには到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com/>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年9月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 2階 蓬菜の間（巻末の会場ご案内図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第36期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. 招集にあたっての決定事項

3頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.donki-hd.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

また、事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.donki-hd.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

## 【議決権の行使等についてのご案内】

### 1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使してくださいようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### (1) 議決権行使ウェブサイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（※iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（下記URL）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

<http://www.it-soukai.com/>



(QRコード)

※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンク株式会社、「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの商標または登録商標です。

- ② 議決権行使ウェブサイトは一般的なパソコン、スマートフォン及び携帯電話にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やインターネット接続等の設定によってはご利用いただけない場合があります。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成28年9月27日（火曜日）の午後6時までに入力を終える必要があります。お早めのご行使をお願いいたします。

## (2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) において、議決権行使書用紙右片に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従ってご入力ください。
- ② 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、初回ログインの際に、議決権行使ウェブサイト上でパスワードを変更いただくこととなりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

- (注) 1. パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
2. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

## (3) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

## 4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である、以下の「みずほ信託銀行 証券代行部」の電話番号までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-768-524（平日9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-288-324（平日9：00～17：00）

## 5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます）につきましては、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

## 事業報告

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1)当連結会計年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気減速などによる景気の下振れリスクや急激な円高の進行、英国のEU離脱問題による海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場への影響、熊本地震の経済に与える影響に留意する状況が続いており、不透明な状況が一層増しております。

小売業界におきましては、訪日観光客の消費が下支え効果として現れていますが、景況感に力強さが見られないまま足踏みが続いており、消費者物価の上昇により実質賃金がマイナスとなる状況下においては、節約志向や選別消費の傾向がますます強まる時代になってきました。

当社グループは、引き続き競合他社との差別化要因である現場主義・個店主義に立脚した強みを遺憾なく発揮しながら、積極的な営業戦略に基づく攻めの経営を実施しました。

平成28年6月には、東京国際空港施設内の国際線ターミナル5階「TOKYO POP TOWN」に初の空港内出店となる「ソラドンキ羽田空港店（東京都大田区）」をオープンしました。同店は、売場面積107.2㎡というグループ最小規模でありながら、ご当地のお菓子や医薬品など、インバウンドで人気のあるお土産品を中心に揃えるほか、トラベルグッズなどの緊急需要のあるアイテムを取り入れ、利便性のあるショップとして展開しております。さらに同月、長年地場の百貨店としてご愛顧いただいた「ダイシン百貨店（東京都大田区）」を都内最大級のMEGAドン・キホーテとしてリニューアルオープンしました。同店は、当社グループが持つお客さまに支持される店舗作りのノウハウにダイシン百貨店が地場で培った経験をプラスすることで、これまでにない新しい店舗を創造するとともに、お客さまの声によって常に変化し続ける店舗作りを目指します。

また、平成26年3月18日からサービスを開始した当社グループ独自の電子マネー「majica (マジカ)」は、チャージのポイント付与や会員割引など多彩なサービスが受けられることが多くのお客さまに支持され、平成28年6月には会員数400万人を突破しました。当社グループは、さらなるお客さまの利便性向上のため、平成28年7月5日から公式スマホアプリによる「カードレスサービス」及び「電子レシートシステム(m!レシート)」の提供を開始するなどオリジナルのサービス強化に努めてまいります。

平成27年7月から平成28年6月末までの店舗の状況につきましては、日本国内において、東北地方に2店舗（宮城県－MEGA仙台富谷店、秋田県－ドン・キホーテ大曲店）、関東地方に19店舗（東京都－ドン・キホーテ新宿明治通り店、MEGA立川店、同板橋志村店、同大森山王店、ピカソ篠崎駅前店、ソラドンキ羽田空港店、驚安堂福生店、ドイツウィズリ・ホーム新宿下落合店、神奈川県－ドン・キホーテセンター北駅前店、同大和店、同藤沢駅前店、MEGA綾瀬店、同青葉台店、ピカソ横須賀中央店、シティドイツ日ノ出町店、千葉県－ドン・キホーテ八千代店、ピカソ南行徳駅前店、埼玉県－驚安堂松伏店、茨城県－MEGA神栖店）、中部地方に6店舗（静岡県－ドン・キホーテ静岡山崎店、同磐田店、同藤枝店、石川県－同金沢森本店、愛知県－MEGA千種香流店、同名四丹後通り店）、近畿地方に9店舗（大阪府－ドン・キホーテクロスモール堺店、MEGA箕面店、エキドンキ エキマルシェ大阪店、和歌山県－MEGA和歌山次郎丸店、奈良県－ドン・キホーテ天理店、MEGA桜井店、三重県－ドン・キホーテ伊勢店、京都府－同京都洛西店、滋賀県－MEGA大津店）、中国地方に2店舗（岡山県－ドン・キホーテ岡山駅前店、島根県－MEGA出雲店）、九州地方に2店舗（福岡県－MEGA筑紫野インター店、長崎県－同大村インター店）と合計40店舗を開店しました。法人別内訳は、株式会社ドン・キホーテ34店舗、株式会社長崎屋1店舗、ドイツ株式会社2店舗、株式会社ライラック2店舗及び株式会社ダイシン百貨店1店舗となります。その一方で、ドン・キホーテ小山駅前店、同富里インター店、驚安堂目白店の3店舗を閉店し、店舗建替のためドン・キホーテ東名川崎店を一時閉店しており、驚安堂日ノ出町店を業態転換のため閉店しました。

この結果、平成28年6月末時点における当社グループの総店舗数は、341店舗（平成27年6月末時点 306店舗）となりました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、

|                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 売上高             | 7,595億92百万円（前期比 11.1%増） |
| 営業利益            | 431億85百万円（前期比 10.4%増）   |
| 経常利益            | 437億97百万円（前期比 9.1%増）    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 249億38百万円（前期比 7.7%増）    |

となり、ドン・キホーテ1号店創業以来、27期連続の増収営業増益を達成することができました。

当連結会計年度の事業の種類別売上高の状況は次のとおりであります。  
(リテール事業)

当連結会計年度の売上高は、前期と比較し734億2百万円増加して、7,333億33百万円(前期比11.1%増)、営業利益は227億46百万円となりました。当社グループにおける主力業態ドン・キホーテは、消費環境を反映して食品や日用雑貨品などの顧客リピート率が高く、堅実な推移をみせており、インバウンド消費は強い消耗品ニーズが、継続して客数増を獲得するなど、既存店売上高成長率は4.5%増と好調に推移しました。ファミリー向け業態のMEGAドン・キホーテ及びNew MEGAドン・キホーテについては、地域密着型の商品構成やサービス対応を強化したことから、食品や日用消耗品などの生活必需品の販売が牽引しました。

(テナント賃貸事業)

当連結会計年度の売上高は、前期と比較し15億81百万円増加して、197億81百万円(前期比8.7%増)、営業利益は141億59百万円となりました。当該事業を営む日本アセットマーケティング株式会社と日本商業施設株式会社を中心として、リテール事業の店舗数増加に伴う対象物件が増加したことから、好調な業績で推移しました。

(その他事業)

当連結会計年度の売上高は、前期と比較し6億28百万円増加して、64億78百万円(前期比10.7%増)、営業利益は67億33百万円となりました。金融サービス会社を営むアクリーティブ株式会社などの業績成長によるものであります。

| 事業の種類別      | 第35期<br>(平成27年6月期) |       | 第36期<br>(平成28年6月期) |       | 前期比<br>増減 |
|-------------|--------------------|-------|--------------------|-------|-----------|
|             | 金額                 | 構成比   | 金額                 | 構成比   |           |
|             | 百万円                | %     | 百万円                | %     | %         |
| リテール事業      |                    |       |                    |       |           |
| 家電製品        | 56,902             | 8.3   | 60,978             | 8.0   | 7.2       |
| 日用雑貨品       | 153,879            | 22.5  | 157,288            | 20.7  | 2.2       |
| 食品          | 208,578            | 30.5  | 242,215            | 31.9  | 16.1      |
| 時計・ファッション用品 | 141,668            | 20.7  | 154,183            | 20.3  | 8.8       |
| スポーツ・レジャー用品 | 36,812             | 5.4   | 51,722             | 6.8   | 40.5      |
| DIY用品       | 16,535             | 2.4   | 15,493             | 2.0   | △6.3      |
| 海外          | 35,591             | 5.2   | 39,842             | 5.2   | 11.9      |
| その他         | 9,966              | 1.5   | 11,612             | 1.5   | 16.5      |
| 小計          | 659,931            | 96.5  | 733,333            | 96.5  | 11.1      |
| テナント賃貸事業    | 18,200             | 2.7   | 19,781             | 2.6   | 8.7       |
| その他事業       | 5,850              | 0.8   | 6,478              | 0.9   | 10.7      |
| 計           | 683,981            | 100.0 | 759,592            | 100.0 | 11.1      |

## ②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、前連結会計年度に引き続き、積極的な店舗開発を行った結果、515億70百万円となりました。

その主な内訳は、当連結会計年度における40店舗の新規出店及び改装に係る建物・設備等への投資、次期以降の出店予定物件の取得費用であります。

## ③資金調達の状況

当社は、当連結会計年度中に所要資金調達のため、無担保社債（5年債100億円及び10年債100億円）を発行いたしました。

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行36行と総額415億40百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は13億94百万円であります。また、取引銀行4行と総額126億45百万円の貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は2億86百万円であります。

また当社は、40金融機関と総額250億円のシンジケートローン契約を締結しております。なお、当連結会計年度中に当該借入を実行した金額は200億円であり、当連結会計年度末における当該借入残高は231億円であります。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の完全子会社12社が、平成27年7月1日を効力発生日として共同株式移転の手法により、中間持株会社である株式会社ドンキホーテホールディングス・リテール・マネジメントを設立したことにより、同社は当社の重要な子会社となりました。

(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第33期<br>平成25年6月期 | 第34期<br>平成26年6月期 | 第35期<br>平成27年6月期 | 第36期<br>(当連結会計年度)<br>平成28年6月期 |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)             | 568,377          | 612,424          | 683,981          | 759,592                       |
| 経常利益(百万円)            | 33,201           | 35,487           | 40,160           | 43,797                        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 21,141           | 21,471           | 23,148           | 24,938                        |
| 1株当たり当期純利益(円)        | 136.74           | 137.34           | 147.09           | 157.76                        |
| 総資産(百万円)             | 386,622          | 432,135          | 505,666          | 560,568                       |
| 純資産(百万円)             | 170,178          | 193,164          | 221,367          | 244,547                       |
| 1株当たり純資産額(円)         | 1,068.19         | 1,194.91         | 1,344.64         | 1,464.31                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、平成27年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第33期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会 社 名                          | 資 本 金     | 当 議 決 社 権 比 率              | 主要な事業内容                       |
|--------------------------------|-----------|----------------------------|-------------------------------|
| 株式会社ドンキホーテホールディングス・リテール・マネジメント | 100百万円    | 100.0%                     | グループ企業への経営指導等                 |
| 株式会社ドン・キホーテ                    | 100百万円    | 100.0%<br>(100.0%)         | リテール事業（ディスカウントストア事業）          |
| アクリーティブ株式会社                    | 1,225百万円  | 49.2%<br>[51.5%]           | 金融・ソリューション事業                  |
| 日本アセットマーケティング株式会社              | 4,098百万円  | 49.2%<br>(49.2%)           | 不動産賃貸・管理事業                    |
| 株式会社長崎屋                        | 100百万円    | 100.0%<br>(100.0%)         | リテール事業（ディスカウントストア事業・総合スーパー事業） |
| ドイツ株式会社                        | 100百万円    | 100.0%<br>(100.0%)         | リテール事業（DIY事業）                 |
| Don Quijote(USA)Co., Ltd.      | 92百万USドル  | 100.0%<br>(100.0%)         | リテール事業（ディスカウントストア事業）          |
| MARUKAI CORPORATION            | 0.3百万USドル | 100.0%<br>(100.0%)         | リテール事業（スーパーマーケット事業）           |
| 日本商業施設株式会社                     | 1,600百万円  | 100.0%<br>(100.0%)         | テナント賃貸事業                      |
| 株式会社ドン・キホーテシェアードサービス           | 100百万円    | 100.0%<br>(100.0%)         | グループ企業内の事務・管理業務の受託            |
| 株式会社ディワン                       | 48百万円     | 100.0%<br>(100.0%)         | 不動産事業                         |
| 株式会社リアリット                      | 100百万円    | 5.4%<br>(5.4%)<br>[100.0%] | マーケティング事業                     |
| KoigakuboSC特定目的会社              | 5,857百万円  | 100.0%<br>(100.0%)         | 不動産管理業                        |
| 合同会社名古屋栄地所                     | 10百万円     | 100.0%                     | 不動産管理業                        |

(注) 1. ( )は、間接所有割合で内数であります。

2. [ ]は、緊密な者または同意している者の持株比率を含んだ数字であります。

3. 当社の完全子会社12社が、平成27年7月1日を効力発生日として共同株式移転の手法により、中間持株会社である株式会社ドンキホーテホールディングス・リテール・マネジメントを設立したことにより、同社は当社の重要な子会社となりました。
4. 日本アセットマーケティング株式会社については、当社の出資比率は間接所有割合で49.2%ありますが、会社法施行規則第3条第3項第2号により重要な子会社としております。
5. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                 |                    |
|---------------------------------|--------------------|
| 特定完全子会社の名称                      | 株式会社ドン・キホーテ        |
| 特定完全子会社の住所                      | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 98,788百万円          |
| 当社の総資産額                         | 242,877百万円         |

### ③その他重要な関連会社の状況

前事業年度まで記載していた銀河鉄道物語Ⅱ製作委員会は、重要度が低下したため、持分法の適用から除外しており、記載を省略しております。

### (4)対処すべき課題

個人消費の低迷や企業間競争の激化という状況が続く中で、当社グループは、本来のビジネスそのもので社会との共生を追求しながら、中長期的に持続可能な成長を目指すため、投資効率の高い案件に経営資源を重点的に、かつ適正に配分を行っていきます。

#### ①環境対応

環境問題に対する当社グループの企業及び企業市民として取り組む施策や姿勢につきましては、今後とも強い使命感をもって臨みます。日常の社会貢献活動では、当社グループの本業を活かした老人ホームへの出張販売や小中学校などの児童・生徒たちに店舗での仕事を体験していただくなど、地域コミュニティとの対話や連携を行いながら、地域社会との共生を図る所存です。

また、深夜まで営業しているということから、店舗自体が、まさかのときの駆け込みスポットとして機能するなど、深夜営業だからこそできる地域貢献を今後とも追求していきます。

さらに、店舗内の在館者数に応じて空調湿度を自動制御する「エネルギー管理システム」の設置や省エネ効果の高いLED照明をグループ全店に導入するなど、出店地域の環境に配慮した最適な施策を実施していく所存であります。

## ②新たな業態創造への挑戦

### イ. 商品構成の絶えざるリニューアル

消費者ニーズが多様化し、さらに個別化を強めている中で、当社グループはお客様の期待に応じて、画一化・標準化されたルールにとらわれることなく、お客様視点に立った商品構成の継続的な見直しと提案を機動的に行っていきます。また、お客様の声を基に企画推進するプライベートブランド商品「情熱価格」の改良・開発を促進し、価格面はもちろんのこと、品質に関する新たな付加価値を追求し、お客様に満足していただけるよう取り組んでいきます。

### ロ. 立地に応じて柔軟な対応を可能とする多様な店舗出店パターン

商圏規模や立地特性にあわせた店舗フォーマットで、全国展開を推進していきます。すなわち、当社グループの主力業態として独自のビジネスモデルを展開する「ドン・キホーテ（標準売場面積1,000㎡～3,000㎡）」を中核に、都市部には標準売場面積1,000㎡未満の小型店舗「ピカソ」などの小商圏型店舗を展開し、さらなるネットワーク拡大を予定しております。

また、ファミリー向けの総合ディスカウントストア業態として、「MEGAドン・キホーテ（同8,000㎡～10,000㎡）」及び「New MEGAドン・キホーテ（同3,000㎡～5,000㎡）」のビジネスモデルを一層進化させて、顧客層拡大に向けた全方位型の店舗開発を進めていく所存であります。

### ハ. 店舗運営に資する後方支援システムの稼働と全国展開

基幹ITシステムや物流システムはもとより、お客様一人ひとりの価値観やライフサイクルにあわせた最適なサービス・商品を提供することにより、顧客満足度を高めるためのCRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）システムを推進していきます。

これらの経営戦略の推進は、当社グループの店舗ネットワーク拡大によるお客様シェア増加につながるとともに、業務効率の改善やコストの削減、ひいては持続可能な収益成長への貢献が期待できるものと確信しております。

## ③中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、肥沃なナイトマーケットを背景にした時間消費型小売業「ドン・キホーテ」によるオンリーワン戦略の推進、ファミリー向けディスカウントストア「MEGAドン・キホーテ」「New MEGAドン・キホーテ」による客層拡大の加速、プライベートブランド商品の強化、複合商業施設からの要請に応じて比較的lowコストでテナント出店を行う「ソリューション出店」の推進及び新業態の開発などにより、持続可能な成長を実現して企業価値を創造・拡大するとともに、ユニークなディスカウントストア業態として、小売業最強のビジネスモデルを確立していく所存であります。

また、中長期戦略として、東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定の平成32年を達成年度として、「ビジョン2020：売上高1兆円、店舗数500店、ROE（株主資本当期純利益率）15%」を目標としております。

この目標を達成するための経営戦略に基づき、全従業員が一丸となって、「顧客最優先主義」の企業原理を徹底して実践し、お客さまご利用数の増加と継続的な収益性の向上を実現しながら、顧客満足度のさらなる向上と、本業を通じてお客さまに満足をいただくことで社会への貢献を実現していく所存です。

ナイトマーケットを先駆的、かつ柔軟に開拓した当社グループは、引き続き、顧客満足度の高い魅力的な店舗作りを推進し、高い競争優位性を発揮してまいります。

そのうえで、以上の項目を重点的な課題として取り組み、より一層、株主価値の高い企業となるべく、全力を傾注して邁進する所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年6月30日現在）

当社グループは、純粋持株会社である当社、連結子会社53社、非連結子会社24社及び持分法非適用関連会社2社により構成されております。家電製品、日用雑貨品、衣料、食品、住居関連商品、時計・ファッション用品、スポーツ・レジャー用品及びDIY用品等の販売を行うリテール事業を中核として、テナント賃貸事業及びその他事業を行っております。

(6)主要な営業所及び店舗（平成28年6月30日現在）

①当社グループの店舗

|             |         |      |      |      |     |
|-------------|---------|------|------|------|-----|
| 株式会社ドン・キホーテ | 東京都     | 50店舗 | 神奈川県 | 21店舗 |     |
|             | 埼玉県     | 20店舗 | 千葉県  | 16店舗 |     |
|             | 北海道     | 6店舗  | 青森県  | 2店舗  |     |
|             | 岩手県     | 1店舗  | 宮城県  | 5店舗  |     |
|             | 秋田県     | 1店舗  | 山形県  | 2店舗  |     |
|             | 福島県     | 1店舗  | 茨城県  | 5店舗  |     |
|             | 栃木県     | 1店舗  | 群馬県  | 4店舗  |     |
|             | 新潟県     | 3店舗  | 富山県  | 2店舗  |     |
|             | 石川県     | 3店舗  | 福井県  | 1店舗  |     |
|             | 山梨県     | 2店舗  | 長野県  | 3店舗  |     |
|             | 岐阜県     | 3店舗  | 静岡県  | 10店舗 |     |
|             | 愛知県     | 16店舗 | 三重県  | 3店舗  |     |
|             | 滋賀県     | 3店舗  | 京都府  | 3店舗  |     |
|             | 大阪府     | 27店舗 | 兵庫県  | 9店舗  |     |
|             | 奈良県     | 4店舗  | 和歌山県 | 3店舗  |     |
|             | 島根県     | 1店舗  | 岡山県  | 3店舗  |     |
|             | 広島県     | 4店舗  | 山口県  | 2店舗  |     |
|             | 香川県     | 2店舗  | 愛媛県  | 2店舗  |     |
|             | 福岡県     | 10店舗 | 佐賀県  | 1店舗  |     |
|             | 長崎県     | 4店舗  | 熊本県  | 3店舗  |     |
|             | 大分県     | 1店舗  | 宮崎県  | 2店舗  |     |
|             | 鹿児島県    | 2店舗  | 沖縄県  | 3店舗  |     |
|             | 株式会社長崎屋 | 北海道  | 9店舗  | 青森県  | 1店舗 |
|             |         | 宮城県  | 1店舗  | 秋田県  | 1店舗 |
|             |         | 福島県  | 1店舗  | 茨城県  | 2店舗 |
|             |         | 栃木県  | 2店舗  | 群馬県  | 1店舗 |
|             |         | 埼玉県  | 4店舗  | 千葉県  | 4店舗 |
| 東京都         |         | 3店舗  | 神奈川県 | 4店舗  |     |
| 新潟県         |         | 1店舗  | 石川県  | 1店舗  |     |
| 長野県         |         | 1店舗  | 静岡県  | 1店舗  |     |
| 大阪府         |         | 2店舗  |      |      |     |

|                             |            |      |        |      |
|-----------------------------|------------|------|--------|------|
| ドイト株式会社                     | 福島県        | 1 店舗 | 埼玉県    | 4 店舗 |
|                             | 東京都        | 8 店舗 | 神奈川県   | 1 店舗 |
| 株式会社ライラック                   | 埼玉県        | 1 店舗 | 東京都    | 2 店舗 |
| 株式会社ダイシン百貨店                 | 東京都        | 1 店舗 |        |      |
| Don Quijote (USA) Co., Ltd. | 米国ハワイ州     | 3 店舗 |        |      |
| MARUKAI CORPORATION         | 米国カリフォルニア州 | 9 店舗 | 米国ハワイ州 | 2 店舗 |

②当社及び子会社の本社

|                                |                        |
|--------------------------------|------------------------|
| 当社                             | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号     |
| 株式会社ドンキホーテホールディングス・リテール・マネジメント | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号     |
| 株式会社ドン・キホーテ                    | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号     |
| アクリーティブ株式会社                    | 東京都中央区新川一丁目28番44号      |
| 日本アセットマーケティング株式会社              | 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号     |
| 株式会社長崎屋                        | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号     |
| ドイト株式会社                        | 埼玉県さいたま市中央区八王子一丁目6番18号 |
| Don Quijote (USA) Co., Ltd.    | 米国ハワイ州                 |
| MARUKAI CORPORATION            | 米国カリフォルニア州、ハワイ州        |
| 日本商業施設株式会社                     | 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号     |
| 株式会社ドン・キホーテシェアードサービス           | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号     |
| 株式会社ディワン                       | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号     |
| 株式会社リアリット                      | 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号     |
| KoigakuboSC特定目的会社              | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号     |
| 合同会社名古屋栄地所                     | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号     |

(注) ドイト株式会社の登記上の本店所在地は埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目1番3号であり  
ます。

(7)使用人の状況（平成28年6月30日現在）

①企業集団の使用人数

| 事業部門     | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|--------|-------------|
| リテール事業   | 6,003名 | 702名増       |
| テナント賃貸事業 | 280名   | 39名増        |
| その他の事業   | 531名   | 96名増        |
| 全社（共通）   | 43名    | 9名減         |
| 合計       | 6,857名 | 828名増       |

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。

2. 使用人数は、業容拡大に伴う定期採用及び中途採用により増加いたしました。

②当社の使用人数

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 43名  | 9名減    | 36.6歳 | 7.4年   |

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。

2. 使用人数については、出向者42名を含んでおります。

(8)主要な借入先の状況（平成28年6月30日現在）

| 借入先        | 借入金残高     |
|------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 23,846百万円 |
| 株式会社りそな銀行  | 4,500     |
| 株式会社横浜銀行   | 3,839     |

(注) 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行36行と総額415億40百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は13億94百万円であります。また、取引銀行4行と総額126億45百万円の貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は2億86百万円であります。

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1)株式の状況（平成28年6月30日現在）

①発行可能株式総数 468,000,000株

(注) 平成27年7月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は234,000,000株増加しております。

②発行済株式の総数 158,118,160株

(注) 1. 発行済株式の総数は、株式分割（1株を2株に分割）の実施により78,959,480株増加しております。

2. 発行済株式の総数は、ストック・オプションの権利行使により199,200株増加しております。

③株主数 9,847名

(注) 前期末に比較して3,562名増加しております。

### ④大株主

| 株 主 名                                                                  | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| ラ マ ン チ ャ                                                              | 18,000,000株 | 11.38%  |
| CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST<br>A/C CLIENTS FOR DQ WINDMOLEN B. V. | 15,507,000  | 9.81    |
| 株 式 会 社 安 隆 商 事                                                        | 8,280,000   | 5.24    |
| STATE STREET BANK AND TRUST<br>C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1               | 7,766,433   | 4.91    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                                              | 6,334,600   | 4.01    |
| JP MORGAN CHASE BANK 380055                                            | 5,296,641   | 3.35    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                | 3,997,100   | 2.53    |
| 公 益 財 団 法 人 安 田 奨 学 財 団                                                | 3,600,000   | 2.28    |
| STATE STREET BANK AND TRUST<br>C O M P A N Y 5 0 5 2 2 5               | 3,384,687   | 2.14    |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY                                    | 2,754,052   | 1.74    |

(注) 持株比率は自己株式（4,633株）を控除して計算しております。

### ⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。それに伴い、効力発生日時点で、発行可能株式総数は234,000,000株増加し、468,000,000株となりました。また、発行済株式の総数も78,959,480株増加し、157,918,960株となりました。

(2)新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成28年6月30日現在)

| 名称                     |                   | 第1回株式報酬型新株予約権                                | 第2回株式報酬型新株予約権                                |
|------------------------|-------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成27年6月10日                                   | 平成27年12月11日                                  |
| 新株予約権の数                |                   | 13個                                          | 25個                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 2,600株 注4                               | 普通株式 2,500株                                  |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 993,600円 注1                                  | 403,000円 注1                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり200円(1株当たり1円) 注4                   | 新株予約権1個当たり100円(1株当たり1円)                      |
| 権利行使期間                 |                   | 平成27年6月26日から平成57年6月25日まで                     | 平成27年12月28日から平成57年12月27日まで                   |
| 行使の条件                  |                   | 注2、3                                         | 注2、3                                         |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | ・新株予約権の数：13個<br>・目的となる株式数：2,600株<br>・保有者数：3人 | ・新株予約権の数：25個<br>・目的となる株式数：2,500株<br>・保有者数：3人 |
|                        | 社外取締役             | —                                            | —                                            |
|                        | 監査役               | —                                            | —                                            |

- (注) 1. 当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給しており、この報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺しております。
2. 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができます。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができます。この場合は、(注)2にかかわらず、権利行使期間内において、相続開始の日の翌日から1年を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができます。
4. 平成27年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、第1回株式報酬型新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③その他新株予約権に関する重要事項  
該当事項はありません。

(3)会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成28年6月30日現在）

| 会社における地位    | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                    |
|-------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長兼CEO | 大原孝治 | 株式会社ドンキホーテホールディングス・リテール・マネジメント代表取締役社長<br>株式会社ドン・キホーテ代表取締役社長<br>日本商業施設株式会社代表取締役会長<br>株式会社ドン・キホーテシェアードサービス代表取締役社長 |
| 専務取締役兼CFO   | 高橋光夫 | ドイツ株式会社代表取締役社長<br>アクリーティブ株式会社取締役【監査等委員】                                                                         |
| 専務取締役兼CCO   | 吉田直樹 | 株式会社ドン・キホーテシェアードサービス取締役                                                                                         |
| 取締役         | 井上幸彦 | 株式会社朝日工業社社外取締役                                                                                                  |
| 取締役         | 吉村泰典 | 一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事<br>内閣官房参与（少子化対策・子育て支援担当）<br>あすか製薬株式会社社外取締役                                             |
| 常勤監査役       | 大年康一 |                                                                                                                 |
| 常勤監査役       | 和田尚二 |                                                                                                                 |
| 監査役         | 福田富昭 | 公益財団法人日本レスリング協会会長                                                                                               |
| 監査役         | 本郷孔洋 | 公認会計士、税理士<br>辻・本郷税理士法人代表社員                                                                                      |

- (注) 1. 取締役吉村泰典氏及び常勤監査役和田尚二氏は、平成27年9月25日開催の第35期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 当事業年度における取締役の地位の異動は次のとおりであります。

| 氏名   | 異動前         | 異動後         | 異動年月日     |
|------|-------------|-------------|-----------|
| 大原孝治 | 代表取締役社長兼COO | 代表取締役社長兼CEO | 平成27年7月1日 |
| 吉田直樹 | 専務取締役       | 専務取締役兼CCO   | 平成27年7月1日 |

- 高橋光夫氏は、平成28年6月21日付でアクリーティブ株式会社の社外取締役から監査等委員である取締役役に就任いたしました。
- 取締役の井上幸彦氏及び吉村泰典氏は、社外取締役であります。また、監査役の福田富昭氏及び本郷孔洋氏は、社外監査役であります。
- 監査役本郷孔洋氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 当社は、取締役井上幸彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ②事業年度中に退任した監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況                                                          |
|------|------------|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 吉村泰典 | 平成27年9月25日 | 辞任   | 社外監査役<br>一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事<br>内閣官房参与（少子化対策・子育て支援担当）<br>あすか製薬株式会社社外取締役 |

(注) 吉村泰典氏は、平成27年9月25日開催の第35期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。

## ③取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分                | 人数         | 報酬等の額            |
|-------------------|------------|------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役分) | 5名<br>(2名) | 160百万円<br>(6百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役分) | 5名<br>(3名) | 16百万円<br>(6百万円)  |
| 合計                | 10名        | 176百万円           |

- (注) 1. 第24期定時株主総会決議による報酬限度額（退職慰労金を除く）  
 取締役 年額 400百万円（ただし、使用人分給与は含まない）  
 監査役 年額 100百万円  
 また別枠で、第34期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして、年額100百万円以内と決議いただいております。
- 上記取締役の報酬等の総額には、ストック・オプションによる報酬額100百万円（取締役3名に対し100百万円（うち社外取締役0名））が含まれております。
  - 上記監査役の報酬等の総額には、当事業年度中に辞任した社外監査役1名の在任中の報酬が含まれております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、平成26年9月26日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時以降に支給することを決議しております。

なお、当事業年度中に支給した役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・ 退任取締役2名（うち、社外取締役0名）に対し338百万円
- ・ 退任監査役1名（うち、社外監査役1名）に対し1百万円

（各金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役2名288百万円、監査役1名1百万円が含まれております。）

ハ. 社外役員が親会社等及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役福田富昭氏は、公益財団法人日本レスリング協会の会長であります。当社は同協会が主催するレスリング大会等への協賛金を支払っておりますが、スポーツを通じた青少年の健全な育成に寄与するため、また平成32年の東京オリンピック等に向けての社会貢献の一環として、同協会の理念に共感し、CSR活動の一環として支援を行っているものであります。また、その金額も年間20百万円程度（当社連結売上高の0.01%未満及び販管費の0.01%程度）とごくわずかであり、同氏は、当社に対し十分な独立性を有していると考えております。

上記以外の社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

## □. 当事業年度における主な活動状況

|     |      | 活 動 状 況                                                                                                                                                                                             |
|-----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 井上幸彦 | 当事業年度に開催された取締役会の92%に出席いたしました。主に警視総監等の要職を歴任された経験を活かし、客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。                                                                                                  |
| 取締役 | 吉村泰典 | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の100%に出席いたしました。なお、吉村泰典氏は、平成27年9月25日付で監査役を辞任し、同日付で取締役に就任しているため、監査役会の出席率は、同日までに開催された監査役会の出席率であります。主に内閣官房参与等の要職を歴任されている経験を活かし、客観的な立場から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 監査役 | 福田富昭 | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の100%に出席いたしました。主に公益財団法人日本レスリング協会会長等の要職を歴任されている経験を活かし、客観的な立場から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。                                                                       |
| 監査役 | 本郷孔洋 | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の83%に出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。                                                                                              |

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社定款の規定により、当社と各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結できることとしておりますが、当社と各社外取締役及び各社外監査役の間で責任限定契約は締結しておりません。

#### (4)会計監査人の状況

- ①名称 UHY東京監査法人
- ②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 46百万円  
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 170百万円

(注) 1. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査報酬の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、社債発行に関する会計監査人から引受事務幹事会社への書簡（コンフォートレター）作成業務等の対価を支払っております。

#### ④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況等

#### (1)業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(最終改定日：平成27年7月1日)

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社及びグループ会社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。
- 2) 取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外監査役を含む監査役会が、取締役と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
- 3) コンプライアンス担当役員として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（Chief Compliance Officer、以下「CCO」）を任命し、コンプライアンス（法令遵守）及び内部統制に関する事項を統括せしめる。また、CCOは、弁護士などの外部有識者を中心とした「コンプライアンス委員会」と連携し、高い倫理観に則った事業活動を確保し、企業統治体制とその運営の適法性をも確保する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録、並びにこれらの関連資料を保存し、管理するための担当部署をおき、これらを10年間保存し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
- 2) 社内の情報ネットワークセキュリティ向上のためのツールの導入及び「情報セキュリティ管理規程」の適時適切な見直しを行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を確保する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) CCO及びコンプライアンス委員会は、グループ会社も含めた組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価を実施し、リスク対応について検討を行う。
- 2) 業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務の標準化を適時適切に行い、オペレーショナル・リスクの最適化を目指す。
- 3) 財務、仕入、販売、店舗及び法務等に係るリスクをコントロールするための組織・業務運営体制を適時適切に整備し、リスクの最適化を目指す。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直しや整備を適時適切に行う。
- 2) 経営環境の変化に応じ、組織・業務運営体制の随時見直しを行う。

- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 取締役会の決議に基づきCCOがコンプライアンスの推進・徹底を図る。
  - 2) コンプライアンス委員会は、CCOと連携し、コンプライアンスに関する事項の教育を含めた企画立案を行い、コンプライアンス委員会の指示に基づき、コンプライアンス委員会事務局がその運営を行う。
  - 3) 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員及び当社グループの取引先が社外機関及び社内の専門部署へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては、通報者に不利益が及ぶことのないように、その保護を最優先事項とする。
- ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に当社取締役会へ報告がされなければならない。
  - 2) グループ会社各社の業務の遂行の適正を確保するため「内部監査室」が、グループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況を把握する。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、「コンプライアンス委員会」が必要に応じて指導や支援を実施する。
  - 3) グループ会社各社の適正な業務の遂行を図るために、「関係会社管理規程」を整備し、グループ会社各社の管理を行う。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の求めに応じ、監査役及び監査役会の職務を補助するため、監査役会事務局を設置する。
- ⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役会事務局スタッフについての人事（処遇や懲罰を含む）については、事前に常勤監査役に報告しなければならない。
  - 2) 監査役会事務局スタッフが他部署の業務を兼務する場合、監査役より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行にあたって要請があった場合は、必要な支援を行う。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 内部監査室は内部統制整備の実施状況について、適時適切に監査役に対し報告を行う。
- 2) 当社及びグループ会社各社の取締役及び従業員は、当社及びグループ会社各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項について、監査役に速やかに報告するものとする。
- 3) 当社及びグループ会社各社の取締役及び従業員は、監査役及び監査役会事務局から会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4) 上記各項に係る報告をしたことを理由として、当社監査役に報告を行った者に対して不利な取扱いをすることを禁止する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役と取締役及びグループ会社各社の取締役、監査役との意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性の監査を補完するものとする。また、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容が相当であることを確認しなければならない。
- 2) 「コンプライアンスホットライン」制度の運用状況について、定期的に監査役に報告するものとする。
- 3) 監査役がその職務の執行について必要となる費用の支払いを請求したときは、速やかにこれに応じるものとする。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「内部統制システムの整備の基本方針」を定めるとともに、業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務標準化を適時適切に整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。

また、毎期継続的に内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施しております。さらにモニタリングの結果等を踏まえて、内部統制システムの改善及び強化に継続的に取り組んでおります。平成27年7月1日開催の当社取締役会においてこれらも踏まえた「内部統制システムの整備の基本方針」の見直しを行い、決議いたしました。

### ②コンプライアンス体制及び損失の危険の管理の体制

コンプライアンス担当役員として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（Chief Compliance Officer、以下「CCO」）を任命し、コンプライアンス（法令遵守）及び内部統制に関する事項を統括せしめ、またCCOは、弁護士などの外部有識者を中心としたコンプライアンス委員会と連携し、当社グループ会社も含めた組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価及びコンプライアンスに関する事項の教育を実施しております。

また、法令や社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員及び当社グループの取引先が社外機関及び社内の専門部署へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度の内容はコンプライアンス委員会にて審議を行い、その内容を適時適切に当社取締役会及び監査役に報告をしております。

### ③当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に当社取締役会及び監査役へ報告がされ、また内部監査室が、グループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況について把握しております。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導や支援の実施をしております。

### ④その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と取締役及びグループ会社各社の取締役、監査役との意思疎通を図る機会を設け、当社及びグループ会社各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項について、監査役に速やかに報告を行うことにより監査の実効性を確保しております。

また、監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性を監査し、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容について相当性の監査を実施しております。

### (3)反社会的勢力への対応

ドン・キホーテグループは、以下のとおり、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を定め、社内体制を整備しております。

- ①ドン・キホーテグループは、反社会的勢力の不当要求等に応じず、また、取引先がこれらと関わる個人、企業及び団体等であることが判明した場合には取引を解消します。
- ②反社会的勢力からの不当要求等に毅然とした態度で対応するため、不当要求防止責任部署を「危機管理部」とし、社内教育研修や事案の対処を行います。
- ③「危機管理部」は、警察当局や弁護士等の外部専門機関と連携のもと、情報の収集を行います。また、社内には不当要求防止責任者を設置し、社内ネットワークの整備、事案発生時に迅速に対処できる社内体制を構築しております。

---

(注) 1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入して、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額            | 科 目                      | 金 額            |
|----------------|----------------|--------------------------|----------------|
| <b>資 産 の 部</b> |                | <b>負 債 の 部</b>           |                |
| 流 動 資 産        | 195,977        | 流 動 負 債                  | 147,995        |
| 現金及び預金         | 42,894         | 買掛金                      | 70,194         |
| 受取手形及び売掛金      | 7,720          | 短期借入金                    | 1,680          |
| 買取債権           | 6,606          | 一年内返済予定長期借入金             | 18,557         |
| 商品及び製品         | 117,400        | 一年内償還予定社債                | 12,686         |
| 前払費用           | 3,214          | 債権流動化に伴う支払債務             | 7,147          |
| 繰延税金資産         | 7,210          | 未払費用                     | 8,799          |
| その他            | 10,999         | 未払法人税等                   | 5,573          |
| 貸倒引当金          | △66            | ポイント引当金                  | 1,327          |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>364,591</b> | そ の 他                    | 22,032         |
| 有形固定資産         | 292,052        | <b>固 定 負 債</b>           | <b>168,026</b> |
| 建物及び構築物        | 108,114        | 社 債                      | 76,471         |
| 工具、器具及び備品      | 16,616         | 長期借入金                    | 45,082         |
| 土地             | 165,185        | 債権流動化に伴う                 |                |
| その他            | 2,137          | 長期支払債務                   | 26,876         |
| 無形固定資産         | 17,005         | 資産除去債務                   | 5,177          |
| のれん            | 6,852          | 負 の の れ ん                | 439            |
| その他            | 10,153         | そ の 他                    | 13,981         |
| 投資その他の資産       | 55,534         | <b>負 債 合 計</b>           | <b>316,021</b> |
| 投資有価証券         | 5,736          | <b>純 資 産 の 部</b>         |                |
| 長期貸付金          | 864            | 株 主 資 本                  | 231,788        |
| 長期前払費用         | 2,754          | 資 本 金                    | 22,382         |
| 繰延税金資産         | 3,310          | 資 本 剰 余 金                | 25,215         |
| 敷金保証金          | 35,645         | 利 益 剰 余 金                | 184,205        |
| その他            | 9,022          | 自 己 株 式                  | △14            |
| 貸倒引当金          | △1,797         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額    | △260           |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>560,568</b> | その他有価証券評価差額金             | 12             |
|                |                | 為替換算調整勘定                 | △272           |
|                |                | 新 株 予 約 権                | 23             |
|                |                | 非 支 配 株 主 持 分            | 12,996         |
|                |                | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>244,547</b> |
|                |                | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>560,568</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

(単位:百万円)

| 科 目             | 金 額    | 金 額     |
|-----------------|--------|---------|
| 売上高             |        | 759,592 |
| 売上原価            |        | 557,699 |
| 売上総利益           |        | 201,893 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 158,708 |
| 営業利益            |        | 43,185  |
| 営業外収益           |        |         |
| 受取利息及び受取配当金     | 706    |         |
| 負ののれん償却額        | 86     |         |
| 違約金の取戻          | 869    |         |
| 受取手数料           | 426    |         |
| その他             | 1,200  | 3,287   |
| 営業外費用           |        |         |
| 支払利息及び社債利息      | 1,003  |         |
| デリバティブ評価損       | 563    |         |
| 社債発行費用          | 213    |         |
| 債権流動化費用         | 601    |         |
| その他             | 295    | 2,675   |
| 経常利益            |        | 43,797  |
| 特別利益            |        |         |
| 固定資産売却益         | 117    | 117     |
| 特別損失            |        |         |
| 固定資産売却損失        | 1      |         |
| 減損損失            | 179    |         |
| 固定資産除却損失        | 279    |         |
| 店舗閉鎖の損失         | 1,197  |         |
| その他             | 145    | 1,801   |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 42,113  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 13,515 |         |
| 法人税等調整額         | △957   | 12,558  |
| 当期純利益           |        | 29,555  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        | 4,617   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 24,938  |

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

(単位:百万円)

|                              | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 22,227  | 25,030    | 162,428   | △3      | 209,682     |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |           |         |             |
| 新株の発行                        | 155     | 155       |           |         | 310         |
| 剰余金の配当                       |         |           | △3,159    |         | △3,159      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |         |           | 24,938    |         | 24,938      |
| 自己株式の取得                      |         |           |           | △11     | △11         |
| 持分法の適用範囲の変動                  |         |           | △2        |         | △2          |
| 非支配株主との取引に係る<br>親会社の持分変動     |         | 30        |           |         | 30          |
| 株主資本以外の項目の当<br>連結会計年度変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 155     | 185       | 21,777    | △11     | 22,106      |
| 当連結会計年度末残高                   | 22,382  | 25,215    | 184,205   | △14     | 231,788     |

|                              | その他の包括利益累計額      |              |                       | 新株予約権 | 非支配分<br>株主持分 | 純資産合計   |
|------------------------------|------------------|--------------|-----------------------|-------|--------------|---------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |       |              |         |
| 当連結会計年度期首残高                  | 569              | 2,090        | 2,659                 | 13    | 9,013        | 221,367 |
| 当連結会計年度変動額                   |                  |              |                       |       |              |         |
| 新株の発行                        |                  |              |                       |       |              | 310     |
| 剰余金の配当                       |                  |              |                       |       |              | △3,159  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |                  |              |                       |       |              | 24,938  |
| 自己株式の取得                      |                  |              |                       |       |              | △11     |
| 持分法の適用範囲の変動                  |                  |              |                       |       |              | △2      |
| 非支配株主との取引に係る<br>親会社の持分変動     |                  |              |                       |       |              | 30      |
| 株主資本以外の項目の当<br>連結会計年度変動額(純額) | △557             | △2,362       | △2,919                | 10    | 3,983        | 1,074   |
| 当連結会計年度変動額合計                 | △557             | △2,362       | △2,919                | 10    | 3,983        | 23,180  |
| 当連結会計年度末残高                   | 12               | △272         | △260                  | 23    | 12,996       | 244,547 |

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額     | 科 目            | 金 額     |
|----------------|---------|----------------|---------|
| <b>資 産 の 部</b> |         | <b>負 債 の 部</b> |         |
| 流動資産           | 47,880  | 流動負債           | 56,584  |
| 現金及び預金         | 10,945  | 関係会社短期借入金      | 1,543   |
| 関係会社短期貸付金      | 9,500   | 一年内返済予定長期借入金   | 17,925  |
| 関係会社預け金        | 25,534  | 一年内償還予定社債      | 11,100  |
| 未収還付法人税等       | 1,121   | 未払金            | 352     |
| 繰延税金資産         | 142     | 未払費用           | 241     |
| その他            | 645     | 関係会社預り金        | 25,013  |
| 貸倒引当金          | △7      | その他            | 410     |
| 固定資産           | 194,997 | 固定負債           | 109,508 |
| 有形固定資産         | 68,375  | 社債             | 69,100  |
| 建物             | 5,316   | 長期借入金          | 38,647  |
| 土地             | 62,935  | 資産除去債務         | 691     |
| その他            | 124     | その他            | 1,070   |
| 無形固定資産         | 6,678   | 負債合計           | 166,092 |
| 投資その他の資産       | 119,944 | 純資産の部          |         |
| 投資有価証券         | 2,243   | 株主資本           | 76,932  |
| 関係会社株式         | 71,390  | 資本金            | 22,382  |
| その他の関係会社有価証券   | 25,058  | 資本剰余金          | 23,689  |
| 関係会社長期貸付金      | 17,075  | 資本準備金          | 23,689  |
| 敷金保証金          | 1,294   | 利益剰余金          | 30,875  |
| 保険積立金          | 1,746   | 利益準備金          | 23      |
| 繰延税金資産         | 545     | その他利益剰余金       | 30,852  |
| その他            | 633     | 繰越利益剰余金        | 30,852  |
| 貸倒引当金          | △40     | 自己株式           | △14     |
| 資産合計           | 242,877 | 評価・換算差額等       | △170    |
|                |         | その他有価証券評価差額金   | △170    |
|                |         | 新株予約権          | 23      |
|                |         | 純資産合計          | 76,785  |
|                |         | 負債及び純資産合計      | 242,877 |

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 損益計算書

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

(単位:百万円)

| 科 目          | 金 額 |        |
|--------------|-----|--------|
| 営業収益         |     | 12,138 |
| 営業費用         |     | 4,216  |
| 営業利益         |     | 7,922  |
| 受取利息及び受取配当金  | 494 |        |
| その他          | 107 | 601    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息及び社債利息   | 940 |        |
| デリバティブ評価損    | 575 |        |
| 社債発行費        | 91  |        |
| その他          | 375 | 1,981  |
| 経常利益         |     | 6,542  |
| 特別利益         |     |        |
| 固定資産売却益      | 98  | 98     |
| 特別損失         |     |        |
| 店舗閉鎖損        | 227 |        |
| その他          | 0   | 227    |
| 税引前当期純利益     |     | 6,413  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 171 |        |
| 法人税等調整額      | 3   | 174    |
| 当期純利益        |     | 6,239  |

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

(単位:百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |             |           |         |          |         |           |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|---------|----------|---------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金 |         |          | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金計<br>合 | 利益準備金     | 繰越利益剰余金 | その他利益剰余金 |         |           |
| 当期首残高                   | 22,227  | 23,534    | 23,534      | 23        | 27,772  | 27,795   | △3      | 73,554    |
| 当期変動額                   |         |           |             |           |         |          |         |           |
| 新株の発行                   | 155     | 155       | 155         |           |         |          |         | 310       |
| 剰余金の配当                  |         |           |             |           | △3,159  | △3,159   |         | △3,159    |
| 当期純利益                   |         |           |             |           | 6,239   | 6,239    |         | 6,239     |
| 自己株式の取得                 |         |           |             |           |         |          | △11     | △11       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |             |           |         |          |         |           |
| 当期変動額合計                 | 155     | 155       | 155         | -         | 3,080   | 3,080    | △11     | 3,378     |
| 当期末残高                   | 22,382  | 23,689    | 23,689      | 23        | 30,852  | 30,875   | △14     | 76,932    |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|----------------|-------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差<br>額等合計 |       |        |
| 当期首残高                   | 216              | 216            | 13    | 73,783 |
| 当期変動額                   |                  |                |       |        |
| 新株の発行                   |                  |                |       | 310    |
| 剰余金の配当                  |                  |                |       | △3,159 |
| 当期純利益                   |                  |                |       | 6,239  |
| 自己株式の取得                 |                  |                |       | △11    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △386             | △386           | 10    | △376   |
| 当期変動額合計                 | △386             | △386           | 10    | 3,002  |
| 当期末残高                   | △170             | △170           | 23    | 76,785 |

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年8月30日

株式会社ドンキホーテホールディングス  
取締役会 御中

### UHY東京監査法人

|         |       |   |       |   |
|---------|-------|---|-------|---|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 原 | 伸 之   | Ⓔ |
| 業務執行社員  |       |   |       |   |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 谷 | 田 修 一 | Ⓔ |
| 業務執行社員  |       |   |       |   |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 片 | 岡 嘉 徳 | Ⓔ |
| 業務執行社員  |       |   |       |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドンキホーテホールディングスの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドンキホーテホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年8月30日

株式会社ドンキホーテホールディングス  
取締役会 御中

### UHY東京監査法人

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 原 伸 之 ㊞   |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 谷 田 修 一 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 片 岡 嘉 徳 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドンキホーテホールディングスの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年9月5日

株式会社ドンキホーテホールディングス 監査役会

常勤監査役 大 年 康 一 (印)

常勤監査役 和 田 尚 二 (印)

監 査 役 福 田 富 昭 (印)

監 査 役 本 郷 孔 洋 (印)

(注) 監査役福田富昭及び監査役本郷孔洋は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。当期の期末配当については、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,687,929,959円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年9月29日

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化という観点から、監査等委員会設置会社に移行するため、定款において、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することを可能とし、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(3) 条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)<br/>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/>(3) 監査役会<br/>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第19条 (条文省略)<br/>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)<br/>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削除)<br/>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第19条 (現行どおり)<br/>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。<br/><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                            | 変 更 案                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任)<br/>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>                                         | <p>(選任)<br/>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p>                 |
| <p>2. (条文省略)<br/>3. (条文省略)</p>                                                     | <p>2. (現行どおり)<br/>3. (現行どおり)</p>                                                                          |
| <p>(任期)<br/>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>   | <p>(任期)<br/>第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> |
| <p>(新設)</p>                                                                        | <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>                             |
| <p>2. 増員により、または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。</p>       | <p>3. 増員により、または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。</p>     |
| <p>(新設)</p>                                                                        | <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>          |
| <p>(代表取締役)<br/>第23条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもってこれを選定する。</p>                          | <p>(代表取締役)<br/>第23条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p>                    |
| <p>第24条、第25条 (条文省略)<br/>(取締役会の招集通知)</p>                                            | <p>第24条、第25条 (現行どおり)<br/>(取締役会の招集通知)</p>                                                                  |
| <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。<br/>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)<br/>第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名するものとする。</p> <p>第29条 (条文省略)<br/>(報酬等)<br/>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> | <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u><br/>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)<br/>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名するものとする。</p> <p>第30条 (現行どおり)<br/>(報酬等)<br/>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。ただし、<u>監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、7名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u><br/> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>                                                                                                                                                         | (削除)                                                                                                                                                                              |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/> 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名するものとする。</p>                                                                                                            | (削除)                                                                                                                                                                              |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                                                                                                                         | (削除)                                                                                                                                                                              |
| <p><u>(報酬)</u><br/> 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                                  | (削除)                                                                                                                                                                              |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。<br/> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | (削除)                                                                                                                                                                              |
| <p>(新設)<br/> (新設)</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p>第5章 監査等委員会<br/> <u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/> 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第42条～第47条 (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第35条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第36期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしますと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | おお  はら  こう  じ<br>大  原  孝  治<br>(昭和38年8月23日生) | 平成5年2月  当社入社<br>平成7年9月  当社取締役  第二営業本部長<br>平成17年1月  株式会社ドンキコム（現株式会社リアリット）代表取締役社長<br><br>平成19年4月  当社取締役辞任<br>平成21年4月  株式会社パウ・クリエーション（現日本商業施設株式会社）代表取締役社長<br>平成21年9月  当社取締役兼CIO<br>平成24年7月  株式会社ドン・キホーテシェアードサービス代表取締役社長（現任）<br>平成25年4月  当社取締役副社長兼COO<br>平成25年11月  当社代表取締役副社長兼COO<br>平成25年12月  株式会社ドン・キホーテ代表取締役社長（現任）<br>平成26年7月  当社代表取締役社長兼COO<br>日本商業施設株式会社代表取締役会長（現任）<br>株式会社リアリット代表取締役会長<br>平成27年7月  当社代表取締役社長兼CEO（現任）<br>株式会社ドンキホーテホールディングス・リテール・マネジメント代表取締役社長（現任） | 50,200株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | 高橋光夫<br>(昭和30年3月10日生) | 平成9年7月 当社入社<br>平成9年9月 当社取締役<br>平成12年2月 当社経営戦略本部長<br>平成17年1月 当社専務取締役<br>平成17年9月 当社専務取締役兼CFO<br>平成22年12月 当社専務取締役兼CFO兼CCO<br>平成24年7月 当社専務取締役兼CFO (現任)<br>当社コーポレートコミュニケーション本部長 (現任)<br>平成25年6月 アクリーティブ株式会社社外取締役<br>ドイト株式会社代表取締役社長 (現任)<br>平成28年6月 アクリーティブ株式会社取締役 [監査等委員] (現任)                      | 14,000株    |
| 3     | 吉田直樹<br>(昭和39年12月7日生) | 平成7年12月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・<br>インク・ジャパン入社<br>平成9年3月 ユニオン・バンケール・プリヴェ株式会社入社<br>平成14年8月 株式会社オルタレゴコンサルティング<br>設立 代表取締役社長<br>平成15年2月 株式会社T・ZONEホールディングス<br>(現MAGねっとホールディングス) 代<br>表取締役社長<br>平成24年7月 株式会社ドン・キホーテシェアードサ<br>ービス取締役 (現任)<br>平成24年9月 当社取締役<br>平成25年11月 当社専務取締役<br>平成27年7月 当社専務取締役兼CCO (現任) | 200株       |

(注) 各取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 和田 尚二<br>(昭和28年3月4日生)  | 昭和54年4月 ヒノデ株式会社(現ドイト株式会社)入社<br>平成19年2月 ドイト株式会社情報システム部部长<br>平成21年4月 当社転籍<br>平成21年7月 当社オペレーション統括本部情報システム部ゼネラルマネージャー<br>平成24年7月 株式会社ドン・キホーテシェアードサービス転籍<br>同社オペレーション統括本部情報システム部ゼネラルマネージャー<br>平成27年9月 当社常勤監査役(現任)           | 0株         |
| 2     | 井上 幸彦<br>(昭和12年11月4日生) | 平成6年9月 警視總監<br>平成15年9月 公益財団法人日本盲導犬協会理事長(現任)<br>平成18年6月 東光電気工事株式会社社外監査役(現任)<br>株式会社朝日工業社社外取締役(現任)<br>平成21年9月 当社監査役<br>平成23年3月 公益財団法人合気道養神会理事長(現任)<br>平成23年6月 株式会社全日警社外監査役(現任)<br>平成24年6月 当社常勤監査役<br>平成26年9月 当社社外取締役(現任) | 0株         |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | よしむらやすのり<br>吉村 泰典<br>(昭和24年1月26日生) | 昭和50年3月 慶應義塾大学医学部卒業<br>平成7年11月 慶應義塾大学教授(医学部産婦人科学)<br>平成22年11月 一般社団法人日本生殖医学会理事長<br>平成23年6月 あすか製薬株式会社社外取締役(現任)<br>平成23年8月 一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会理事長<br>平成24年10月 一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所設立 代表理事(現任)<br>平成25年3月 内閣官房参与(少子化対策・子育て支援担当)(現任)<br>平成25年11月 当社 社外監査役<br>平成26年4月 慶應義塾大学名誉教授(医学部産婦人科学)(現任)<br>新百合ヶ丘総合病院名誉院長(現任)<br>平成27年9月 当社社外取締役(現任)                                               | 0株         |
| 4     | ふくだとみあき<br>福田 富昭<br>(昭和16年12月19日生) | 平成7年4月 ユー・エイチ・アイ システムズ株式会社代表取締役社長<br>平成14年11月 国際レスリング連盟(現世界レスリング連合)副会長<br>平成15年4月 公益財団法人日本レスリング協会会長(現任)<br>平成16年8月 アテネオリンピック大会 日本選手団総監督<br>平成20年8月 北京オリンピック大会 日本選手団団長<br>平成21年4月 公益財団法人日本オリンピック委員会副会長<br>平成22年9月 当社常勤監査役<br>平成24年6月 当社社外監査役(現任)<br>平成25年6月 公益財団法人日本オリンピック委員会名誉委員(現任)<br>平成26年1月 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会評議委員(現任)<br>平成26年9月 国際レスリング連盟(現世界レスリング連合)名誉副会長(現任) | 0株         |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 取締役候補者である福田富昭氏は、公益財団法人日本レスリング協会の会長であります。当社は同協会が主催するレスリング大会等への協賛金を支払っておりますが、スポーツを通じた青少年の健全な育成に寄与するため、また平成32年の東京オリンピック等に向けての社会貢献の一環として、同協会の理念に共感し、CSR活動の一環として支援を行っているものであります。また、その金額も年間20百万円程度（当社連結売上高の0.01%未満及び販管費の0.01%程度）とごくわずかであり、同氏は、当社に対し社外取締役としての十分な独立性を有していると考えております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井上幸彦氏、吉村泰典氏及び福田富昭氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 井上幸彦氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、警視總監等の要職を歴任されている経験を活かし、客観的な立場から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行されると判断して、社外取締役候補者としております。
- (2) 吉村泰典氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、内閣官房参与や各種学会理事長等の要職を歴任されている経験を活かし、客観的な立場から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行されると判断して、社外取締役候補者としております。
- (3) 福田富昭氏は、公益財団法人日本レスリング協会会長等の要職を歴任されている経験を活かし、客観的な立場から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行されると判断して、社外取締役候補者としております。
3. 井上幸彦氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年、社外取締役に就任する前の社外監査役としての在任期間は5年であります。同じく吉村泰典氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年、社外取締役に就任する前の社外監査役としての在任期間は1年10ヵ月であります。また、福田富昭氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。
4. 当社は、井上幸彦氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

**第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成16年9月28日開催の第24期定時株主総会において、年額4億円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止し、新たに「監査等委員以外の取締役の報酬額」を定めることとし、その報酬額を「年額4億円以内」とさせていただきたいと存じます。

監査等委員以外の取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただきたく存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

**第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を「年額1億円以内」とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

**第7号議案** 株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の株式報酬型ストック・オプションに関する報酬は、平成26年9月26日開催の第34期定時株主総会において、年額報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額を年額1億円以内と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の報酬額を廃止し、経済情勢等諸般の事情を考慮して、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬額を、第5号議案の報酬額とは別枠で、年額1億円以内とさせていただきたいと存じます。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、社外取締役を除く取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

なお、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容は、平成26年9月26日開催の第34期定時株主総会において承認された内容と同一であり、その詳細は次のとおりであります。

(1)新株予約権の数

200個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数

20,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は（以下「付与株式数」という。）100株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同様）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3)新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1 円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後 30 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記 (5) の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

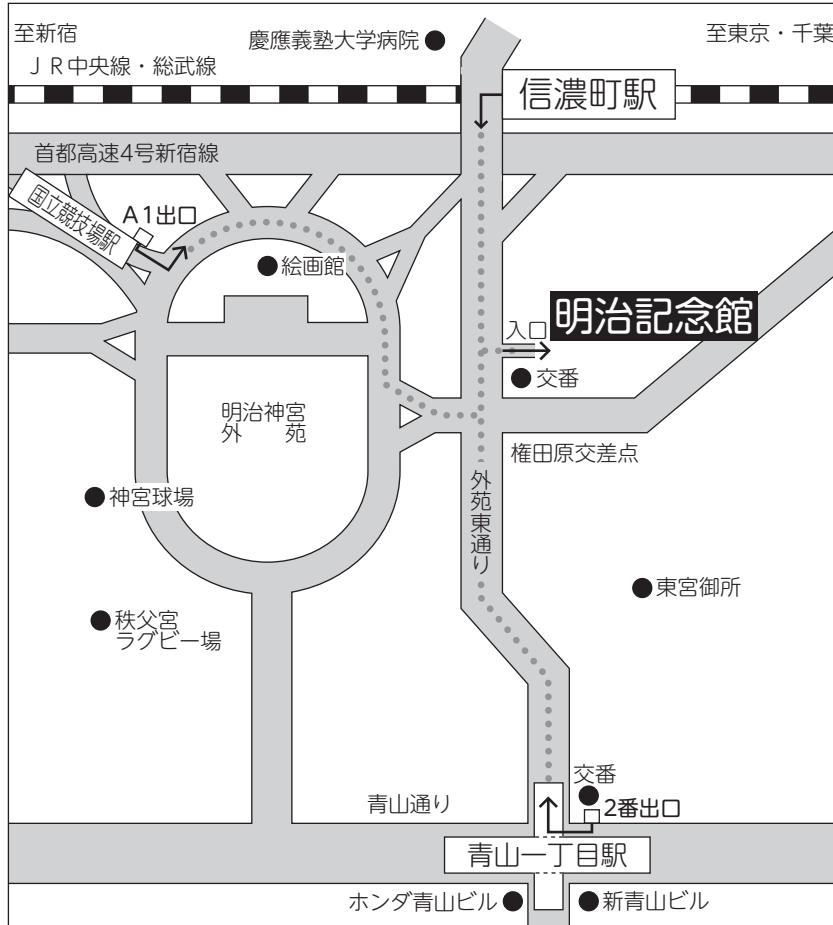
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区元赤坂二丁目2番23号

明治記念館 2階 蓬萊の間

TEL 03-3403-1171



交通 J R (中央線・総武線) 信濃町駅より徒歩3分 (約400m)  
地下鉄 (銀座線・半蔵門線・大江戸線) 青山一丁目駅 (2番出口) より徒歩6分 (約600m)  
地下鉄 (大江戸線) 国立競技場駅 (A1出口) より徒歩6分 (約700m)



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。